

農林物資規格調査会総会議事録

日時：平成12年11月28日（火）14：00～16：00

場所：農林水産省第二特別会議室

出席者：委員

粟生委員、板倉委員、岩崎委員、大木委員、大武委員、小笠原委員、坂井委員、
新蔵委員、鈴木委員、谷委員、福岡会員、本間委員、森委員、山中委員、横山
委員、吉田委員

事務局

西藤食品流通局長、石原審議官、内藤品質課長、大西食品表示対策室長、井坂
上席規格専門官他

開 会

○内藤品質課長 それでは、定刻となりましたので、農林物資規格調査会の総会を開催したいと思います。

本日は、農林物資規格調査会の総会に御参集いただきまして、大変ありがとうございます。皆様方には今月の13日付けということで本調査会の委員に御就任いただいたところでございます。大変ありがとうございます。

私は品質課長の内藤でございますが、後ほど会長の選任が行われますまでの間、議事進行を務めさせていただきます。

食 品 流 通 局 長 挨拶

○内藤品質課長 局長は国会の関係で急に出なければいけなくなりましたので、まず冒頭局長の方から御挨拶を申し上げたいということでございます。よろしくお願いします。

○西藤食品流通局長 食品流通局長の西藤でございます。農林物資規格調査会の総会に当たりまして一言御挨拶申し上げたいと思います。

委員各位には新たな枠組みの中で委員の御就任を御承諾いただきまして、まことにありがとうございます。

また、本日は御多用のところ御出席を賜りましてお礼を申し上げたいと思います。

J A S 制度につきまして、歴史的にはいろいろな変遷を経ております。25年に制度発足以来、昭和45年に品質表示制度が導入されて、たしか平成5年だったと思いますが、特定 J A S の枠組みが整備されてきた。

一方、その間、例えば生鮮食料品の表示についてガイドライン措置、あるいは有機食品についてもガイドライン措置ということを行い、いろんな形での供給サイド、消費サイドのいわば多様な状況に応じて、消費者選択に資する、あるいは努力した生産者がその努力の状況が消費者に的確に伝わっていくというような観点でいろんな取り組みをしてきたわけですが、原産地表示にしましても、有機の表示にしましても、任意表示というところではいろいろな困難もあるというようなことから、昨年の J A S 法改正で、いわば表示の統一といいますか、一元化といいますか、そういう措置をとらせていただいて、あわせてそのときには有機食品の表示問題、あるいは遺伝子組み換え食品の表示問題等、表示にかかわるいろんな論議をいわば集約する形で制度改正をさせていただきました。

この6月10日に施行し、そのうち、生鮮食料品の原産地表示については、7月1日から実行段階に入っております。7月に、私ども実態調査といいますか、制度の趣旨の周知徹底を含めて実態調査をやらせていただいております。1000店舗程度調査をさせていただいておりますが、野菜、肉類、水産物等の原産地表示の遵守状況といいますか、表示状況はざくっと言っておおむね8割で表示されているかなという感じがいたしておりますけれども、ガイドラインでも若干おくれで動いていた水産物が表示の状況が若干劣るという状況にございます。

そういう点で私ども今月を水産物の表示の月間ということで、再度実施状況を把握しております。今後も生産者、流通関係者の御協力を得ながら適正な表示に努めていく。消費者選択に資するという観点でと思っておりますし、有機の方も登録認証機関受け付けを初め、審査しておりまして、きょう現在で22機関、登録が終わっているというふうに聞いております。今後、その登録機関に基づく認証を受けた有機食品が順次流通していくということになるかと思っております。

遺伝子組み換え食品の表示問題、これは枠組みができておりまして、来年の4月から施行ということでございますし、さらに一部加工食品の原料原産地の表示問題についても御論議をいただいているところでございます。

表示の問題、私ども、消費者への情報提供の一番の核だと思っております。委員の皆様におかれましては、このような変革の時期にあって、今後2年間 J A S 規格の制定、改正

を初めとして、ＪＡＳ法の施行に関し御意見を賜っていくわけですが、ＪＡＳ制度の健全な発展という観点で御協力を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶にさせていただきますと思います。

本日は、実は農畜法の国会審議が私どもの関係も今から質疑を受けるということになっておりますので、開会だけで大変恐縮ですが、失礼させていただきますが、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○内藤品質課長 では、申しわけございません。局長は退席をさせていただきます。

委 員 の 紹 介

○内藤品質課長 それでは、議事を進行したいと思います。

本日は、御出席の委員の方々、初めての会議ということでございますので、まず委員の御紹介から行いたいと思っております。

お手元に調査会委員名簿、それから配置図がございますが、五十音順で出席の委員さん方の御紹介を私の方からしたいと思います。

まず、社団法人栄養改善普及会リーダーの栗生美世委員でございます。

国民生活センター商品テスト部調査役の板倉ゆか子委員でございます。

財団法人食品産業センター理事長の岩崎充利委員でございます。

消費科学連合会会長の大木美智子委員でございます。

全国水産物商業協同組合連合会理事、大武勇委員でございます。

日本チェーンストア協会常務理事、小笠原莊一委員でございます。

社団法人日本食肉加工協会常務理事、坂井光男委員でございます。

全国漁業協同組合連合会販売事業部部長、新蔵敏彦委員でございます。

社団法人全国中央市場青果卸売協会理事、鈴木肇委員でございます。

日本生活協同組合連合会理事、谷美代子委員でございます。

全国食肉事業協同組合連合会会長、福岡伊三夫委員でございます。

お茶の水女子大学教授、本間清一委員でございます。

社団法人日本缶詰協会専務理事、森光國委員でございます。

全国地域婦人団体連絡協議会理事、山中博子委員でございます。

主婦連合会事務局、横山順子委員でございます。

日本合板工業組合連合会副会長、吉田勲委員でございます。

なお、本日は、この名簿に載っておりますが、有馬委員、河村委員、田中委員、山口委員の４名の委員の方が所用のため欠席となっております。

総数20名の委員のうち、16名の委員が出席され、過半数を超えておりますので、農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第11条の規定に基づいて会議は成立しております。

会 長 選 出

○内藤品質課長 それでは、議事の初めにございます会長選出ということでお願いしたいと思います。

会長選出は、農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律第５条に規定されておりますように、皆様委員さんの互選により決めていただくことになっております。

それでは、皆様方からどなたか推薦をいただければと思います。

小笠原委員。

○小笠原委員 会長につきましては、農林物資規格問題につきまして幅広い御見識をお持ちで、しかもこれまで食品部会長をお務めいただいた本間委員にお願いするという御提案を申し上げたいと思います。

○内藤品質課長 今、小笠原委員から本間委員にお願いしたいという御発言がございました。

皆様方、いかがでございましょうか。ほかに。

〔「異議なし」の声あり〕

○内藤品質課長 異議がないということでございますので、本間委員に会長をお願いしたいと思います。

では、本間委員には会長席の方に移っていただきまして、お願いいたします。

これからは本間会長に議事の進行はお任せすることとして、一言御挨拶をお願いできますでしょうか。

○本間会長 本間でございます。

改正されたＪＡＳ法がだんだん実効を奏するというふうなことを見ておりますと、この

会の責任、そしてこの座長をやるという責任は大変重いということを実感しております。

私は決してこういうことは上手ではないと思いますが、一生懸命やってみたいと思っております。どうぞ御協力のほどお願いいたします。

会 長 代 理 の 指 名

○本間会長 それでは、座ったまま失礼させていただきます。

それでは、議事に従いまして、会長代理を指名することが必要でございます。

これにつきましては、法律の施行規則第3条によりまして会長の職務を代理するものをあらかじめ会長が指名するということになっております。

恐れ入りますが、会長代理を岩崎委員にお願いしたいと思っております。

議 事 録 署 名 人 の 指 名

○本間会長 それから、毎回この会議があるたびに議事録の署名人が必要でございます。これは農林物資規格調査会運営規程の第8条によりまして、総会では会長と会長が指名する2名以上の委員が議事録を署名するということになっております。きょうは新しいメンバーの第1回目でございますので、栗生委員と板倉委員にお願いしたいと存じます。あいうえお順でございましょうか、あるいはたまたまでございましょうか、お2人、どうぞお願い申し上げます。

農林物資規格調査会運営規程の改正について

○本間会長 それでは、用意されました議題に従いまして進めさせていただきます。

議題の5であります農林物資規格調査会運営規程の一部改正についてお諮りしたいと思います。

これは、法律施行規則第13条におきまして、調査会の運営に関しまして必要な事項は会長が調査会に諮って定めることになっておりますが、事務局にこの案がございますので、説明のほどお願いいたします。

○井坂上席規格専門官 品質課の上席規格専門官をやっております井坂と申します。よろ

しくお願いいたします。

それでは、座って御説明させていただきます。

それでは、お手元の資料の右上に振っております 2 番という資料をごらんになっていただきたいと思います。

ここで、農林物資規格調査会運営規程の改正についてということで、趣旨といたしましては、J A S 法の改正により、日本農林規格等の制定等を行う場合には、当該規格に係る農林物資の品質、生産、取引、使用又は消費の実態、それと将来の見通し、国際的な規格の動向を考慮するとともに、実質的に利害関係を有する者の意向を反映させるため、利害関係者で構成される農林物資規格調査会の議決を経なければならないとなったことによりまして、今後調査会委員全員で調査審議と議決を行う必要があるため、所用の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては大きく 2 つございまして、今まで部会で審議しておりました食品部会、農林産部会、特定 J A S 部会を廃止いたしまして、今後総会において日本農林規格等の制定等について調査審議と議決を行うという内容でございます。

もう 1 点といたしましては、基準認証制度の改善と市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格に基づきまして、日本農林規格等の制定等に係る審議の過程におきまして広く一般から意見を述べ、又は傍聴する者に関する規程を新たに設けるという内容でございます。

1 枚くっていただきまして、次がその運営規程の新旧対照表でございます。右側が現行で、左側が改正案でございますが、右側の現行の 3 条におきまして、今までそれぞれの部会の審議すべき内容、対象品目というのがそれぞれ定めておりましたのを、今度左側の改正案の第 2 条の方へ、総会におきましては、日本農林規格の制定と確認、改正、廃止、飲食料品の品質に関する表示について、その製造業者又は販売業者が守るべき基準ということで、これがいわゆる品質表示基準でございますが、これの制定、改正、又は廃止について調査審議するというので、今後は部会でなくて、総会で審議するということに改めるという内容でございます。

第 3 条といたしまして、今後そういうものにつきましては総会で審議するのですが、部会でも審議できるという規定が第 3 条でございます。

それと、5 条でございますが、これは細かい改正でございまして、現行決議が議決にかわるというような極めて事務的なものでございます。

次が第6条でございます。第6条につきまして、次のページでございますが、第6条の2項で、今までも小委員会におきましていろいろ調査審議が行われておりましたが、それぞれ部会に報告しておりましたが、この規定がございませんでしたので、今度改めてきっちと2項で小委員会の座長というものは、小委員会における審議過程の結果について総会に報告するというふうに定めております。

次が第7条でございます。第7条は1項は同じでございますが、2項におきまして、先ほど趣旨のところでお説明しました審議過程において意見を述べるものとか傍聴を希望する者の取扱規程を新たに設けたものでございます。

2項におきまして、小委員会において意見を述べ、又は傍聴を希望する者は、あらかじめ農林水産省食品流通局品質課に届けをし、小委員会の座長の承認を得なければならないとしております。

第3項におきまして、前項の規定により、小委員会に出席して意見を述べ、又はこれを傍聴する者は、座長による議事の整理に従わなければならないということで、最近こういう公告を出しまして、傍聴者もふえてきましたし、意見を述べる方も出てきましたので、この辺につきましてきっちと規定を定めるということでございます。

第8条が議事録でございます。議事録につきましては、従来からも総会、部会等につきましては議事録を作成しておりましたが、小委員会につきましては慣例により議事録は作成しておりませんでしたので、その点につきまして今回明確に小委員会以外のもの、総会と部会につきましては議事録をつくるということで、実態に合わせたことにしております。

この改正につきましては、附則といたしまして、本日御承認いただければ、本日付けで施行するという内容でございます。

以上でございます。

○本間会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

何かおわかりにならない点ございましょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいま案につきまして御異議がないということにさせていただきます、次に進めさせていただきます。

野菜缶詰及び野菜瓶詰品質表示基準等の制定等について

○本間会長 次は議題の6でございます。野菜缶詰及び野菜瓶詰品質表示基準等の制定等の案につきまして事務局の御説明をいただきたいと思います。

○井坂上席規格専門官 それでは、御説明させていただきます。お手元の資料の3でございます。

これは、平成12年11月27日に農林水産大臣から農林物資規格調査会会長あてに出ました諮問文の写しでございます。

この諮問の中身といたしましては、1といたしまして、加工食品品質表示基準の一部改正。2といたしまして、これは制定でございますが、野菜缶詰及び野菜瓶詰品質表示基準等、次のページまで全部で54本の品質表示基準の制定ということでございます。それと3、廃止といたしまして、炭酸飲料品質表示基準から最後の果実飲料品質表示基準まで63本の廃止というものでございます。

この諮問に基づきまして、その一部改正、制定、廃止につきましては資料の4でございます。

今回、野菜缶詰及び野菜瓶詰品質表示基準等の制定等につきましては、その趣旨といたしまして、本年6月10日のJAS法の施行に伴いまして、種類別の品質表示基準を新たに定め直す必要がありますことから、加工食品品質表示基準を改正し、野菜缶詰及び野菜瓶詰品質表示基準の54の品質表示基準を制定するというところでございます。それで、本来ですと55になるわけなんでございますが、55本目の農産物漬物品質表示基準につきましては、原材料の原産地表示とあわせまして同様の内容で今度12月の20日に審議をお願いする予定となっております関係上、1本少ない54本を本日お願いするものでございます。

制定等の内容につきましては、既に定めてあった種類別の品質表示基準から加工食品品質表示基準において定められている表示基準と重複する表示基準を削除したものを新たに制定するというところでございます。

また、既に定めてあった種類別品質表示基準はこれを廃止するという内容でございます。

具体的には次の表を3つに切っております乾燥マッシュポテト品質表示基準をごらんになっていただきたいと思います。たくさんございますので、比較的単純なわかりやすいものとして乾燥マッシュポテトを例にとり、御説明させていただきます。

一番左側が既に定めてあります乾燥マッシュポテトの品質表示基準でございます。真ん中が本年の3月31日に制定しました加工食品品質表示基準、一番右側がきょう御審議をお願いする乾燥マッシュポテトの品質表示基準の制定案ということでございます。

一番左の乾燥マッシュポテト品質表示基準の第1条の適用の範囲でございます。現行はこの基準は、乾燥マッシュポテトに適用するとなっております。真ん中の加工食品の品質表示基準におきましては、適用の範囲としては、この基準は加工食品に適用するとなっております。今回定めようとする乾燥マッシュポテトの制定案につきましては、この横断との関係、加工食品品質表示基準との関係を明確にしております。そういう意味で、適用の範囲でなくて、趣旨としております。それで、乾燥マッシュポテトの品質に関する表示については、加工食品品質表示基準に定めるもののほか、この基準の定めるところによるとしております。ここによりまして、こういう種類別の乾燥マッシュポテトのような規格につきましては、加工食品品質表示基準が定めているもの以外のものをこの基準で定めるのだというふうにして、あくまでもベースは加工食品品質表示基準だということを明確にしております。

第2条が定義でございます。左側のところでございますが、ここで乾燥マッシュポテトの定義をつけております。ここでは、ばれいしょをはく皮して、薄切りにしたものを、予備加熱及び水冷処理により、細胞内のでん粉を固定し、遊離でん粉を除去した後、蒸煮し、裏ごしして、フレーク状又は粒状に乾燥したものを。

2といたしまして、1の製造工程中、乾燥前に脱脂粉乳、品質改良剤、酸化防止剤等を加えたもの。こういうものも乾燥マッシュポテトというふうに定めております。

真ん中の加工食品の品質表示基準では、ここの定義といたしましては、加工食品は製造又は加工された飲食料品として別表1に掲げるものをいうというふうにしております。

この基準書、ちょっと長くなりますので、別表1は省略しておりますが、お手元に配付させていただいております色刷りの「食品品質表示の早わかり」というのがございます。これの後ろから2ページ目のところでございます。後ろから2ページ目の真ん中のところに太い線がございます。これから以下が加工食品の品質表示基準で、次の21ページ目の左側のところに別表1といたしまして、この基準でいう加工食品というのが1番から25番の飲料等まで網羅的に挙げてございます。これがただいま御説明しました別表1に掲げるもの、この範囲に入っているものが加工食品品質表示基準に該当する加工食品だということでございます。

そういうふうに広く定めておりますので、乾燥マッシュポテトの制定案につきましては一番右側ですが、一番左側と同文で、乾燥マッシュポテトの定義をそのまま全文引用してございます。

次が一括表示事項でございます。一括表示事項につきましては、現行の一番左側でございますが、乾燥マッシュポテトの品質に関し、製造者が乾燥マッシュポテトの容器又は包装に一括して表示すべき事項は次のとおりとするということで、1番の品名から7番の製造業者等までを定めております。

真ん中の加工食品品質表示基準では、1番の名称から6番の製造業者まで定めておりますが、5番と6番のところが1行あけてございます。それは一番左側の乾燥マッシュポテトの品質表示基準では使用方法というものを表示することになっておりますので、これが真ん中の加工食品ではそういう基準はございませんので、この部分はないことになります。

一番右側の制定案につきましては、第3条として、製造業者が乾燥マッシュポテトの容器又は包装に一括して表示すべき事項は、同項各号に掲げるもののほか、使用方法とするということで、ここで現行定めております使用方法を制定案の中で同様に今後也表示しなければならいという規定にしております。

次に、その後にただし書きがございまして、内容量が1kgを超えるものにあつてはこの限りではないというものが足されております。このものにつきましては、左側の乾燥マッシュポテトの品質表示基準の次のページの一番上のところで2項というのがございます。この2項のところで、内容量が1kgを超えるものにあつては、(6)の使用方法的表示を省略することもできるということでございますので、その規定の2項を制定案の方のただし書きに移行しているということでございます。

3項の輸入品についての取り扱いにつきましては、一番左の3項の書きっぷりと真ん中の5項の書きっぷりとは全く同じでございますので、これについては制定案では定めないと。自動的に加工食品品質表示基準に定めているのがかかりますので、これについては記載を省略するというところでございます。

次が第4条の表示の方法でございます。表示の方法につきましては、一番左側は乾燥マッシュポテトと記載することというふうに定めております。真ん中の加工食品の基準につきましては、その内容をあらわす一般的な名称を書くというのが原則でございますので、一般的名称をさらに具体的に書くのが乾燥マッシュポテトと書くということでございますが、これを生かしまして、右側におきましては、乾燥マッシュポテトと書くということで

ございます。頭の方に加工食品品質表示基準第4条第1号本文の規定にかかわらず、乾燥マッシュポテトと書くということでございますので、加工食品の基準ですと一般的名称を書けばいいのですが、この定義に当てはまる乾燥マッシュポテトについては必ず乾燥マッシュポテトと書くという整理になっております。

次に、2号の原材料名でございます。左側のところに使用した原材料をア及びイの区分により、それぞれア及びイに規定するところにより記載することとなっております、原材料につきましてもばれいしょはばれいしょと書く。又はじゃがいも、脱脂粉乳は脱脂粉乳と書くということになっております。それで加工食品の真ん中の基準につきましては、食品添加物以外の原材料は原材料に占める重量の割合の多いものから順にその最も一般的な名称をもって記載することということで例示を特に挙げてございません。この乾燥マッシュポテトにつきましては、この例示がきちっと入っておりますので、右側の制定案につきましてもばれいしょはばれいしょと書く。脱脂粉乳は脱脂粉乳と書くということで、同文を写してございます。

次のページでございます。次のページの食品添加物の記載方法につきましては、一番左の3行のところに10項並びに11項の規定に従いというふうになっておりますが、これは食衛法がもう変わっておりますので、右側では正しい11号並びに12項というふうに修正してございます。

次のページでございます。4ページ目の上の方の3号の容量でございます。容量につきましては、左側で内容重量をグラムまたはキログラムの単位で、単位を明記して記載することというふうに規定しております。

真ん中の加工食品の品質表示基準につきましては、特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条に掲げる特定商品については、計量法の規定により表示することという規定がございます。それでこの乾燥マッシュポテトにつきましては、特定商品でございますので、加工食品品質表示基準でその旨記載されておりますことから、このものについては制定案から削るということでございます。

次が4号の賞味期限でございます。この賞味期限の定義につきましては、加工食品の第2条の定義のところ、一番先頭のページでございますが、第2条の真ん中のところがございますが、第2条の定義の表の中でそれぞれ賞味期限と消費期限というものを定義づけておりますので、この4ページの4号の賞味期限の定義に関することは制定案では省略することでございます。

その賞味期限の表示の例でございますが、アといたしまして次の例のいずれかにより記載することとして、年月表示、イといたしまして、アの規定にかかわらず、次の例のいずれかにより記載することができるということで、年月日表示を定めております。これにつきましては、加工食品の基準の方に左側のアが加工のイに該当しますし、左側のイが真ん中の加工の基準の方の（イ）に該当します関係上、制定案ではこれらについては記載しないということの整理をしております。

次に５といたしまして、保存方法でございます。保存方法につきましては、製品の特性に従って直射日光を避け、常温で保存すること等と記載することと左側で定めておりますが、真ん中の基準では同様の内容で書かれておりますので、制定案からは削るというところでございます。

それで、左側のただし書きでございますが、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができるという規定がございます。

この規定につきましては、真ん中の３条の６号ですから、２ページ目でございます。２ページ目の真ん中に表がございます。この区分と表示事項という表の一番下でございます。常温で保存すること以外に、その保存方法に関し、留意すべき特段の事項がないものについては、保存方法を省略できるという規定が３条６項にございますので、これにつきましてはも今回の制定案には載せないという整理にいたしております。

次に、４ページ目の一番下の２項でございます。一番左側でございますが、これが別記様式によってそれぞれ乾燥マッシュポテトの容器又は包装の見やすい箇所にしなければならないというふうに定めております。

ここにつきましては、次のページの５ページ目の一番下を見ていただきたいのですが、要は別記様式で表示すべき事項というものの順番が決まっております。この順番をこのように書いていただくために、４ページ目の一番右の制定案の２項につきまして、要はこの順番を書いております。そこで加工食品品質表示基準第３条、これは一括表示です。及び前条に規定する事項の表示は加工食品品質表示基準第４条第２項の規定によるほか、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、使用方法、原産国名及び製造者の順に書くというふうにしております。

次に、第５条の表示禁止事項でございます。この表示禁止事項につきましては、真ん中の６条でも定めてございまして、制定案の方につきましては、要は制定案で定めている規定というものと内容と矛盾する用語はこれを表示してはならないというふうに、横断プラ

ス制定案に規定したものの矛盾というものも表示できないと定めております。

それと、最後のページになりますが、別記様式の備考でございます。これも一番左と真ん中が同一のものについては一番右の制定案に書かないという整理をしてございます。それで一番左の備考の5と備考の6でございます。これはいわゆる省略規定でございますが、これが真ん中の3の表示しない項目にあっては、この様式中その項目を省略することということでございますので、5と6と9番がこの真ん中の3に該当しますので、ここは既に書かれているということで、制定案には載せないということでございます。そのように右と左で特に制定案に書かなければならないという項目がございませんので、制定案につきましては、別記様式というのは特に定めてございません。

ということで、今回の作業といたしましては、一番左の案、今まで定めていたものにつきまして、これは廃止する。そのかわり一番右を制定するということになります。それで、真ん中の基準につきましては、また後ほど説明させていただきますが、この54本につきまして、次の、ちょっと分厚いのですが、野菜缶詰及び野菜瓶詰品質表示基準という厚いものがございます。この中に54本全部基準が入っておりますが、これらにつきましてはただいま御説明申し上げました乾燥マッシュポテトと同様の考えに基づいてすべて整理したものでございます。

次にもう一つ、加工食品品質表示基準新旧対照表というのがついてございます。これにつきましては、ただいま御説明しましたように、加工食品品質表示基準に基づきましてそれぞれ種類別の品質表示基準を定めるということになっておりますが、あくまでも法律の立て方といたしまして、加工食品品質表示基準に定めるもののほかを種類別品質表示基準が定めるということで、加工食品品質表示基準を下回るような表示基準が定められないことになっております。そういうことから今回54本のそれぞれ種類別の品質表示基準を整理するに当たりまして、加工食品の品質表示基準の方を一部手直しの必要がございますので、その部分を載せたのがこの改正案でございます。それが加工食品品質表示基準新旧対照表第3条第2項でございます。

第3条第2項につきましては、要はこれは缶・瓶詰の規定でございまして、通常は内容量を表示するのですが、充てん液を入れた缶・瓶詰につきましては、内容総量と固形量を表示することになっております。2項の左側でございますが、括弧書きで、固形量の管理が困難なものを除くということにしております。これにつきましては現行のさけ缶詰等がいわゆる生詰めといいますか、生のさけを缶に入れて、充てん液を加えて製品にするわけ

なのですが、そうしますと、中で加熱後、さけの水分の移動が起こります関係上、固形量が定められない、管理できないということがございまして、現行の基準の中でもその旨規定がございますので、それを生かす関係上、ここで括弧書きで固形量の管理が困難なもの、こういうものにつきましては除くという規定を入れてございます。そのかわり内容総量は書くという規定でございます。

それと次にただし書きでございます。ただし書きといたしまして、内容総量については固形量と内容総量がおおむね同一の場合、もう1つは、充てん液を加える主たる目的が内容物を保護するためのものの場合はこの限りでないという規定を加えております。

それでこの固形量と内容量がおおむね同一の場合でございますが、これは焼き鳥缶詰等がございまして、焼き鳥缶詰等の場合、充てん液の量が少なく、ほとんど固形量でございます。ですから、内容総量と固形量がほぼ同一になってきますので、この場合。

それともう1つは、充てん液を加える主たる目的が内容物を保護するものというのはいずれの卵の水煮みたいなものございまして、そういうものも現在の種類別の品質表示基準におきましては、内容総量というもので定められております関係上、この規定を新たに設けるということでございます。

そして、そういうことによりまして、整理といたしまして、加工食品品質表示基準をプラスするもののみが種類別品質表示基準になるということでございます。

もう1つの改正といたしましては、別表3でございます。現在別表3に、右側でございますが、食用植物油から生タイプ即席めんまで書いてございます。これは加工食品品質表示基準の名称のところで、こういう別表3に掲げる名称についてはほかのものはこの名称を書いてはいけないというふうな規定で、その範囲を定めたものでございます。それでこの表の告示が先ほど申し上げましたように、新たに種類別を全部制定し直す関係上、告示年月日と番号が全部変わりますので、その分につきまして右側で全部番号と年月日を変えろという内容でございます。それに加えまして、さらに並べる順番といたしまして、先ほど御説明しました加工食品の基準の別表にあります加工食品を網羅的に挙げました表の順に従ってもう一度並べ直しているということの整理をさせていただいております。

以上が加工食品の品質表示基準の改正案でございます。

以上でございます。

○本間会長　ありがとうございました。

ただいまの説明は54本あるもののうちの1つを例にとりまして、その手続を御説明いた

だいたということでございまして、個々の内容そのものは変わるものではないというふうにとりあえず理解してよろしいかと存じますが、このようなたくさんのものが変化するわけで、手続上、変わるわけでございますが、説明のプロセス、その他で何か御意見ございましたら、意見を賜りたいと思います。

どうぞ、委員。

○委員 表示すべき項目については当然のことだと思うんですが、乾燥マッシュポテトの例でございますけれども、これの第4条関係の表示の仕方ですね。順番。これは従来も別記様式、それから加工食品の表示基準でも別記様式ということで、様式を示しているのですが、今回ははっきりとこの順番で書きなさいというふうになっているわけですね。このところ若干問題があるのではないかなという気がしているのですが、例えば小さな商品でこの順番で書いて、実際は、特に賞味期限ですね。名称、原材料、内容、次に賞味期限を書きなさいとなっているのですが、その賞味期限をもっと大きく右下に書きたいとか、こんなようなニーズが出てくる場合があるわけですね。

そういうふうになってくると、この順番でなければならないというのがちょっときつい感じも出てくると。従来の別記様式は、先ほどの御説明ではこれは順番なんだと、こういう御説明だったので、なるほどそういう解釈だったのかなと思ったのですが、これはこういう様式で書きなさいと。内容はもちろんこれだけのものを書かなければいかんわけですが、この順番が1つでも狂ったら問題であるということになるのかならなんのか、そこら辺がちょっと疑問を感じたところなんですけどね。

○井坂上席規格専門官 順番につきましては、先ほど御説明させていただきましたように、原則としてそういう順で書くということでございます。3列に区切った表の真ん中の行の一番最後のページでございます。その中で別記様式の備考といたしまして、それぞれ省略規定とか、それに関するものが書いてございます。

それで備考の5でいわゆる賞味期限とか保存方法というのは枠外にどこか表示する場所を書いておけば、そこに書かなくてもいいというような規定を設けてございます。それは左側の現行定めているものについても同様に定められております。さらに備考の12でございますね。真ん中の備考の12で枠の問題も、この様式の枠を記載することが困難な場合には枠を省略することができるというふうに弾力的に加工食品品質表示基準で対応しておりますので、これらの基準につきまして当然乾燥マッシュポテトにもすべてかかるということでございます。

それと表示面積の問題につきましては、2 ページ目の真ん中の表のところでございます。
6 項の表で容器又は包装の面積が30cm²以下のもの、こういうものにつきましては、右側の項目というのは省略していいという規定を設けてございます。

○委員 なるほどわかりました。

○委員 私どもは順番はもちろんこの順番で表示するわけですけど、例えば賞味期限のところは缶ぶたに記載、それでいいんでしょう。

○井坂上席規格専門官 はい、それでいいんです。

○本間会長 記載の仕方の質問でございましたけれども、極めて実質的なものかと思いますが、何か御意見ございましょうか。

どうぞ、委員。

○委員 大変幼稚な質問とか思うんですが、真ん中の表のところの表示基準のところの第3条、マッシュポテトの最初の1 ページですか。全部のところでしたのでございますが、その第3条のところに括弧の6 に製造業者等の氏名または名称及び住所というのが至るところに同じものが適用されているわけでございますけれども、この住所のところに電話とかファクスというのは暗に含んでいるわけございましょうか。電話は書かなくていいよという意味でございましょうか。

○井坂上席規格専門官 ここの3条の1 項6 号の製造業者等の表示につきましては、これは食衛法で定められている内容でございますので、それをそのまま載せているということでございます。

ただ、今御質問にありましたこれにさらに電話とかファクス番号を書くということにつきましては、原則的に言えばこれだけ書けば用が足りるというのが考え方でございますが、ただ、実際としてそういうものが書いてあったからといって、特段指導するようなことはないかと考えます。

○委員 ありがとうございます。わかります。

私ども消費者の目から見ますと、何かその会社に言いたい場合に電話番号を探すのはかなり時間がかかります。それで、ここに電話という規定がないのだなということが今回初めてわかったんでございます。最近は相談室のようなものが方々で起こっておりますので、その番号が書かれてくることが多くなりましたが、電話というのが消費者にとりましては切実な問題でございまして、住所はわかるけれど、そこから電話を調べて、そして質問をしていくというのがいつも日ごろ気になっている部分でございまして、一応これは

これで決まっているんですね。

○井坂上席規格専門官 この部分につきましてはあくまでも義務のかかる範囲がここまでということで、電話番号を書くことは義務ではない。ですから、あくまでも親切なりで書かれるのは基本的には枠の外とか、この場合、枠もとれることになっておりますから、それは義務はかかっていない表示になるわけです。ここはあくまでも義務のかかる範囲としてはここまでですという基準でございます。

○委員 はい、わかりました、きょうのところは。

○委員 ２ページ目の第４条の２、原材料名といのうがありますね、一番左側に。それと真ん中に原材料名があって、右側にあるんですけれども、基本的には真ん中の加工食品の原材料名はこういうふうに書きなさいというのが書いてありますね。そのところの右のところなんですけれども、原材料名のアのところで、「原材料のばれいしょは「ばれいしょ」又は「じゃがいも」と、脱脂粉乳は「脱脂粉乳」と」書きなさいということで、これはマッシュポテトに関してはそこの部分がないとマッシュポテトが何かわからないから必要だと思うんですけれども、「その他の原材料はその最も一般的な名称をもって」以下のところはどの加工食品も全部当てはまることですね。そうすると、そこのところが何かダブるような気がするんですね。これは多分ほかの加工食品もその他の原材料というのはみんなどこも全く同じ、真ん中に書いてありますから、どれにも共通してくると思うんですね。ここの部分でマッシュポテトのばれいしょと脱脂粉乳はこの食品に関しては、これを抜くとはわからなくなりますけれども、その他の多い順にというのは必要ない思うんですけれども、いかがでしょうか。

○井坂上席規格専門官 ここの整理といたしましては、まさに今○○委員がおっしゃられたような内容で書いております。ただ、あくまで明示してあるのはばれいしょの書き方と、脱脂粉乳だけで、整理の都合上、一部分についてばれいしょと脱脂粉乳はこう書いて、その他は全部真ん中の基準によるというふうに書けませんもので、そういうことから上の方の（２）ところでございますが、そのところに加工食品品質表示基準４条１項第２号の規定にかかわらずということで、全部真ん中を消して右側に書くということで、その他の原材料についても一般的名称を書くということでそっくり入れかえているという整理をしております。

ただ、実質上ここはあくまでも告示の世界の整理でございまして、真ん中の部分との重複の部分というのはおっしゃるとおりあると思います。

○委員 そうすると、表示禁止事項、5 ページ目ですか、これも考え方がダブっているというのは今みたな考え方で、内容的にダブっちゃうものはそういう考え方で入れているわけですね。

○井坂上席規格専門官 この表示禁止事項につきましては、先ほどのばれいしょのあれとは違いまして、真ん中の列のは、真ん中の列の3条の規定により表示すべき事項と矛盾することは書いてはいけないといっているんですね。真ん中の列の3条と右側の列の3条は違うことを書いていますから、両方の規定が制定案ではかかるということでございます。

○委員 今のところではなくて、野菜缶詰表示基準の一覧表のところなんですか、言葉のわからないところをちょっと教えていただきたいんです。

アスパラガスの缶詰又はアスパラガスの瓶詰のところの定義のところではどん茎（けい）と読むのでしょうか。これはどういうものなんですか。

野菜缶詰及び野菜瓶詰品質表示基準のところでは、用語がずっと出ていますね。その中でアスパラガスのところで、冷凍したどん茎というんですか、これはどういう言葉ですか。

○委員 漢字は難しいんですけれども、英語ではスピーアーとかいうんですね。それを日本語に約したのがどん茎という言葉で、イメージは大体わかると思いますけれども、たけのこのように出てきますね。これ全体を英語でスピーアーというんですけれども、それを日本語で訳するにはスピーアーと片仮名でいう場合もありますし、どん茎と、植物の用語ですね。何しろ日本にはもともとどうのようなものはあったんですけれども、アスパラガスというのはアメリカから入ってきた食べものですから、適当な日本語がなかったので、恐らくそういう名前に命名されたのではないかと思いますけれども、命名の来歴までは知りませんが、だれかがどん茎と訳したんでしょうね。漢字は非常に難しい字なんですよ。たしか女へんか何か入っていたような気がします。大体業界用語です。

○委員 一般的に聞きなれない言葉だから、これはどういうものだろうと思ったんです。

○委員 茎といっても誤解を招くし、たけのこのよう下からびゅっと出てきますね。それ全体のことをいうんです。

○委員 ありがとうございます。

○本間会長 これは用語の説明を1つ1つ追っていきますと、大木委員お1人ではなくて、それぞれの用語ですかね、製造現場で使っている用語というようなのは私もどうしてだという気にはなりますけれども、いかがございましょうか。たまたま事務局からの説明が1つの例の食品をもって54本の代表例として説明されておりまして、1件1件自身がとやか

くということもとてもなかなか議論がしにくいところなのでございますが、あるいは手続上のことでもし御理解いただいていないといけないと思いますので、その辺、いかがでございましょうか。

○委員 １ページの真ん中の行で、一括表示事項の中で第３条の下の方で、「飲食料品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない」という項目があるんですけれども、この場合、いわゆる製造販売している場合はこういう表示は要らないということによろしいわけですね。製造して、いわゆる卸をするような場合は表示しなければいけないけれども……。

○井坂上席規格専門官 製造者がみずからその場で直接販売する場合……。

○委員 あるいは飲食させる場合。

○井坂上席規格専門官 はい。飲食店、その場合は対象外ということでございます。

○委員 ありがとうございます。

○委員 関係ない質問かもしれないんですが、乾燥マッシュポテト品質表示基準制定案の第３条の最後のところで、「ただし、内容量が１kgを超えるものにあつては、この限りでない」ということで、使用方法を表示しなくていいことになっていますね。この１kgというのは業務用ということで、使用方法を表示しなくていいということなんですか。

私、乾燥マッシュポテトを実際に買ったことがないのですが、一般消費者向けに出回っている乾燥マッシュポテトというのは何gぐらいで売られているのか、わかったら教えていただきたいのですが……。

○井坂上席規格専門官 乾燥マッシュポテトの１kgというのは相当がさばる大きな量になりますので、通常の場合ですと、多分特殊な用途に使われるものですので、その場合は当然そういう大型容器を買う場合は使用方法はわかっている。業的に使われる人はですね。ですから、その場合は使用方法は要らないということでございます。

○本間会長 ということは、これは一例でありまして、ほかの場合にも容量によっては書かなくていいというのがこの後の50何本の中に随時載っているということになりますか。

○井坂上席規格専門官 容量で書かなくていいというのはほかには、まだ完璧に覚えていくわけではないのですが、ほかの基準の中は特に容量で表示項目が外れるという規定はないと思います。これだけでございます。

○本間会長 特別な例であるということですね。

○委員 今の例なんですけれども、私の場合は横浜とかあっちの方に近いんですけれど、

業者が入るところに一般消費者も入れるんですね。そうすると、私たちも結構最近は大袋を買って分割してみんなで買い合わせることがあります。これは消費者の知恵で、1個ずつやると、包装容器も出たりいろいろするので、割とみんなで1つのものを買って分け合うということが結構最近本当に多く一般的に行われるようになったんですね。そうすると、そういう考え方で、消費者が大きなものは買わないからということで外してしまうというか、表示を書かないと、本当に私たちが買うときに何も書いてない袋で業務用ですと書いてあるのだけを買うことが最近結構あるんですね。だからもしそれで書かないというのだったらそれはやっぱりおかしいと思うんですよ。そういう使い方が何も1社が1つを買うということではなくて、そういやって分割して買うということが結構あることですからね。だれが買ってもわかるような表示が必要だと思います。

○井坂上席規格専門官　ですから、今の業務用と書いて、一般消費者向けに販売するもの、これにつきましては表示の義務が免除されることはないわけです。あくまで一般消費者用に売るものであれば当然表示義務がかかるということでございます。

○委員　ということは、売ってはいけないものを売っているということですか。

○井坂上席規格専門官　今は加工食品の品質表示基準が来年の4月1日からかかりますので、今は定めてある種類別の基準しかかかっていませんから、4月1日以降一般消費者に売るもので表示がされていないものというのはいけません。みんな表示しなければいけないわけです。この真ん中の列の表示はしなければいけないということになります。

○本間会長　今の御説明、よろしいですか。

要するに実際にそれをだれが使うかということの方が優先されるということになりますか。

○井坂上席規格専門官　そういうことです。

○内藤品質課長　一般消費者の方に売られる可能性があるものについては表示義務がかかるということです。

○本間会長　ということはこのキログラムは関係なくなるということに……。

○内藤品質課長　この乾燥マッシュポテトについては、後の53本もそうなんですけれども、今まである品質表示基準のうち、横断的な加工食品は品質表示基準でカバーされていないものだけをとりあえず機械的に抜いてつくっているものです。機械的というのは、本当は53本それぞれについてもう1回見直すということがいいとは思いますが、時間の関係で、それまで精査ができなかったものですから、とりあえずこれで走って、もしも不

都合があればすぐ直そうということでございます。乾燥マッシュポテトで1kg入りのがそこそこ流通しているとか、消費者に売られていて、表示がされてないのはおかしいということであれば、言っていただければ、我々1kgのものについても表示義務を課すという改正をしたいと思っています。とりあえずは現行の品質表示基準をそのまま移行させようというふうに思っています。不都合があれば、適宜その時点で見直していく。

○委員 関連でございますが、今、適宜見直すとおっしゃいましたが、それはどのくらいのスパンで……。例えばこれをつくりまして、スタートを切って、それで例えば翌日見つかった - - 翌日ではあんまり早過ぎます。翌日ではまだ徹底しておりませんけれど、一応徹底期間を置いてもまだちょっとよくないなということが起こった場合を想定して、どのくらいで……。ここにまたかけるという意味ですか。

○井坂上席規格専門官 はい。

○委員 いつでもかけられる……。

○井坂上席規格専門官 はい、いつでも基本的にはかけられることになります。

ただ、お手元の資料の6のJAS関係資料というのがございますが、その3番でJAS規格の見直し予定表というのが、それが現在定めてあります102品目、353基準を今後5年間、12年度から5年間ですべて見直すということにしております。それで、この中に品質表示基準を定めているものもございます。それらにつきましては、この見直しとあわせて少なくとも5年以内に全部見直すということでございます。

ですから、お尋ねのように、それ以前にそういう問題が生じれば、これはその時期に適宜対処するということになると思います。

○委員 経過期間ではなくて、以内に……。

○井坂上席規格専門官 以内に見直します。

○委員 いつでも……。

○井坂上席規格専門官 はい。

○委員 了解しました。

○内藤品質課長 今回の品質表示基準は今まで品質表示基準、表示が義務づけられていた事項について、加工食品の横断的な品質表示基準ができたものですから、それだけやればいいというふうな誤解を生ずるいけませんので、今までどおりとちゃんと表示義務がありますよということを形式上も明らかにして、混乱の内容にしようというふうな措置でございます。ですから、今までどおり、例えば乾燥マッシュポテトについて表示していたこと

については、これからも表示してください。その中で見直さなければいけないことについては適宜その必要性が出たときに見直していきますという考え方でございます。

○委員 そうしますと、今までのものであるものはそのまま残すと今おっしゃいましたが、追加することはいけないんですか。

○内藤品質課長 追加するという考え方もあるんですが、そのためにはもう1回、1から品質表示基準を全部見直さないはどこを直したらいいかということを精査しなければいけない。そうすると、多分時間がかかるだろう。そうすると、その時間がかかる間に今まで表示されていた事項が表示されなくなる恐れがありますので、それよりは消費者の方にとってみれば、今まで表示されていたようなことが加工食品の表示基準ができたからといって表示されなくなるよりは、ちゃんと今までどおり表示されていた方がいいだろうと。とりあえずそれでやって、不都合があれば見直していく。

ですから、見直すことについて我々やぶさかではないのですが、それをやっていると、この品質表示基準ができるのが遅くなります。そうすると、その間表示なくてもいいという期待が生じかねないわけです。それよりは表示されていた方がむしろいいのではないか。こういう判断に立っているわけです。

○委員 そうしますと、追加を望む場合は、また別の機会にそれを提案するという方が今回はしない方がよろしいと、そういうことですね。

○内藤品質課長 はい。ですから、これは施行のときからすぐ適用して、あすからでもちゃんとこれで表示義務がかかるということでございます。

○委員 はい、了解しました。

○本間会長 こういう手続というのはなかなか法律は難しいですね。私、座長をやっているながら恥ずかしいのでありますが、早い話が今まではこの3つ並んでいるうちの一番左だった。ところが、JASが改正になって、真ん中1本の加工基準しかないということなんですね。というと、真ん中のものが左のものを全部満たしていないということで、これを即座に、今、要するに宙ぶらりんの状態になっているということで、一体どういう状態だろうと。それを法律として有効にするためにとりあえず左マイナス真ん中イコール右という、そういうふうな手続でとりあえず54本を魂を入れようじゃないかというような手続のように理解できます。

○内藤品質課長 そういうことでございます。

○本間会長 ですから、本日はルール上の手続をこの新しいJASの委員の方々に御承認

いただくということです。

あと、まさに作業日程として早急にこの５年以内に全部やらなければいけないというのが事務局に課せられた課題なんですね。ですから、その日程がここに示されているということで、個々のいろいろお困りな、あるいは新しい要望というのはここでとりあえずやっていきましょうというのが作業計画ということのようです。

ですから、きょうは実際には内容に関してはとりあえず変えないで、手続上全部今までのもとは同じようにそれぞれの改正になるまでやっていこうじゃないかという提案でございますね。

○委員 この基準の中身ではないんですけど、こういうふうに定められたとおりに表示されているかどうかということについての監視といいますか、これはどんな体制になっているのでしょうか。どこかに書いてあるかもしれませんが、法律には。

○内藤品質課長 監視体制は、消費技術センターというのが全国８カ所がございます。そこで適宜売られているものを買って、きちんと表示されているかどうかを確認することにしております。

○委員 消費……。

○内藤品質課長 農林水産消費技術センター。

○本間会長 これの後ろに一覧表がございます。

○委員 はい、わかりました。

○本間会長 そういうわけで、きょうの議題といたしましては、このような手続上のことをとりあえずある時間措置ということで御提案させていただいて、もし手続上、特に不審な点がなければ御承認いただくというような趣旨でございます。

何かおわかりにならない点、どうぞお互いに初めてだということで、きょうは率直な意見を申し上げてよろしいのではないのでしょうか。

いかがでしょうか。

配られた資料、将来の作業日程というようなことでおわかりいただけたのではないかと思います。配られた資料につきまして何か申し上げた方がよろしいことございませんか。

よろしいですか。

いかがでしょうか。たたみ込むつもりはございませんが、手続上というふうな措置でのきょうの議題の案件でございますが、そういうわけで、12月に漬物が始まるというふうな意味で次が控えているということでございます。

特によろしゅうございましょうか。手続上、これで御承認いただいたということにいたしますよろしゅうございますか。

それでは、予定の議事が終わったことになりますかね。この「等」という字が1字ありまして、これ全部承認いただいたということになります。大変効率的な作業で、読み切れないほどの量を配れば一遍でいくということでございますが、特にそれに突っ込んで何かをしているというふうなことは決してないと私も確信いたしておりますので、御承認いただきます。

そ の 他

○本間会長 それでは、とりあえず予定した議題はこれでございますが、事務局の方で何か、あるいは将来の作業日程等でつけ加えること、よろしゅうございましょうか。

○内藤品質課長 会長からお話がありましたように、次回12月20日、農産物漬物についての品質表示基準について御審議をお願いしたいと思っております。

主な中身は梅干、らっきょう漬けの原料について原産地の表示を義務づけるという内容が主名内容でございます。加工食品の原料の原産地を表示するという一番最初の例になるわけでございますので、今WTO通報という形で各国に通報しております。この通報期限が切れるのが12月10日でございますので、ないということを前提に12月20日にお願いしております。

また、予測せざる事態がありましたら御連絡したいと思いますけれども、今の状態であれば12月20日の日に農産物漬物の梅干、らっきょう漬けの原料原産地表示を義務づけるという内容についての基準について御審議をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○本間会長 予告編がございました。珍しい例だと思いますが、特に初めての方がおられるかと思いますが、WTO通報というふうな御理解いただいたということでよろしゅうございましょうか。

閉 会

○本間会長 それでは、特に御異議がなれば、これにて本日の会は閉じさせていただきます

す。どうもいろいろ御議論いただきましたこと、御礼申し上げます。

農林物資規格調査会委員名簿

氏 名	役 職 名
ありま たかのり 有馬 孝禮	東京大学大学院教授
あわお みつよ 粟生 美世	(社) 栄養改善普及会リーダー
いたくら ゆか子 板倉 ゆか子	国民生活センター商品テスト部調査役
いわさき みつとし 岩崎 充利	(財) 食品産業センター理事長
おおき み ち こ 大木 美智子	消費科学連合会会長
おおたけ いさむ 大武 勇	全国水産物商業協同組合連合会理事
おがさわら しょういち 小笠原 莊 一	日本チェーンストア協会常務理事
かわむら い く お 河村 郁生	全国農業協同組合連合会大消費地販売推進 部部長
さかい みつお 坂井 光男	(社) 日本食肉加工協会常務理事
しんくら としひこ 新蔵 敏彦	全国漁業協同組合連合会販売事業部部長
すずき はじめ 鈴木 肇	(社) 全国中央市場青果卸売協会理事
た な か たかゆき 田中 隆行	(社) 全国木材組合連合会副会長
たに み よ こ 谷 美代子	日本生活協同組合連合会理事
ふくおか い さ お 福岡 伊三夫	全国食肉事業協同組合連合会会長
ほんま せいいち 本間 清一	お茶の水女子大学教授
もり みつくに 森 光國	(社) 日本缶詰協会専務理事
やまぐち ひ ろ と 山口 博人	(社) 日本木造住宅産業協会副会長
やまなか ひ ろ こ 山中 博子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
よこやま じゅんこ 横山 順子	主婦連合会事務局
よしだ いさお 吉田 勲	日本合板工業組合連合会副会長